2 5 総第 1 2 0 6 号 平成 2 6 年 2 月 1 7 日

亀岡市議会議長木 曽 利 廣 様

亀岡市長 栗山 正隆

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記

報告第1号 損害賠償額の決定について

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成26年2月24日提出

亀岡市長 栗山 正隆

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 2 6 年 1 月 3 0 日

亀岡市長 栗山 正隆

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成26年1月30日専決

亀岡市長 栗山 正隆

記

1 損害賠償の額 1,158,800円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 2 2歳男性

3 事故の概要

平成25年2月27日午後4時頃、相手方所有の自転車を押して市道西野々線を歩行中、路面が突然陥没し、転落したことに伴い、腰部等を負傷した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 1,158,800円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 2 2歳男性

3 事故の概要

平成25年2月27日午後4時頃、相手方所有の自転車を押して市道西野々線を歩行中、路面が突然陥没し、転落したことに伴い、腰部等を負傷した。